

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第1号 令和6年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

議案第1号 令和6年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億3,500万円である。

（2）歳入の主なものは、町税8億2,756万6,000円、地方交付税18億円、国庫支出金3億1,739万9,000円、県支出金1億8,095万8,000円、町債1億1,650万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は19.5%（前年度19.9%）となり、前年度8億4,124万4,000円に比べ、額においては、1,367万8,000円（1.6%）の減となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は15億3,881万9,000円で、歳入で占める構成比率は36.4%（前年度は15億7,635万4,000円、37.2%）となり、前年度に比べ2.4%の減となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費5億6,344万1,000円、民生費9億5,979万8,000円、衛生費4億7,208万5,000円、土木費5億1,537万1,000円、教育費4億9,967万2,000円、公債

費 5 億4,499万3,000円である。

歳出において大きい構成比率を占めるものは、民生費22.7%で、前年度比636万8,000円（0.7%）の増、総務費13.3%で、前年度比 3 万5,000円（0%）の減、公債費12.9%で、前年度比1,516万4,000円（2.7%）の減、土木費12.2%で、前年度比1,171万8,000円（2.3%）の増、教育費11.8%で、前年度比4,700万9,000円（10.4%）の増、衛生費11.1%で、前年度比2,314万7,000円（5.2%）の増となっている。

①消費的経費は27億7,467万円で、予算額に占める割合は65.5%となり、前年度に比べ0.1%の増となっている。

内容の主なものは、人件費 7 億1,329万6,000円、前年度比1.3%の増、物件費 6 億9,843万1,000円、前年度比6.4%の減、補助費等 8 億9,770万7,000円、前年度比5.0%の増となっている。

②投資的経費については 4 億3,596万円で、予算額に占める割合は10.3%となり、前年度に比べ3.1%の増となっている。

内容の主なものは、総務費においては、旧十和田分館解体工事設計費委託545万1,000円、鳥越自治会館外壁補修工事627万円、定住促進賃貸住宅建設500万円、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,068万9,000円、土木費においては、小型凍結防止剤散布車購入2,144万8,000円、町道苦竹山崎線道路改良1,882万1,000円、橋りょう長寿命化2,006万円、町道牛馬長根 1 号線舗装補修工事2,627万1,000円、和井内エリア整備 1 億2,969万9,000円、教育費においては、川上公民館体育館耐震補強他改修工事7,234万円、交流センターE V制御板交換工事1,540万円である。

③その他の経費は10億2,437万円で、予算額の24.2%を占めており、前年度に比べ1.6%の減となっている。

内容の主なものは、公債費 5 億4,499万3,000円、中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金4,526万2,000円、後期高齢者医療広域連合負担金8,539万2,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金 1 億2,078万9,000円、サービス事業勘定繰出金291万2,000円、下水道事業会計出資金3,773万8,000円などとなっている。

（４）町債については、十和田湖和井内エリア整備事業等 1 億1,650万円（前年度 1 億7,790万円）を計画している。なお、地方債の令和 6 年度末における現在高は、31億6,154万3,000円となる見込みである。

（５）一時借入金の借入れの最高額は 4 億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

令和6年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般にわたる意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重して、最小の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、馬鈴薯栽培については、目標面積を達成することができるよう、さらなる事業者の発掘と対策を図られたい。

2、小坂マリア園については、町唯一の保育所であることから、経営実態を把握し、事業継続のための対策や支援を引き続き継続されたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第2号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第2号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ4億7,560万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険税5,983万4,000円（予算総額の12.6%）、県支出金3億6,044万8,000円（75.8%）、繰入金5,526万2,000円（11.6%）である。

（2）歳出の主な内容は、保険給付費3億4,118万5,000円（71.8%）、国民健康保険事業費納付金1億756万7,000円（22.6%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、国民健康保険の実施に必要な経費等を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第3号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第3号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,090万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険料6,239万4,000円（予算総額の68.7%）、一般会計繰入金2,827万6,000円（31.1%）である。

（2）歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金8,991万9,000円（98.9%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第4号 令和6年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第4号 令和6年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）保健事業勘定は、予算総額が7億9,990万円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億1,736万3,000円（予算総額の14.7%）、国庫支出金2億1,789万9,000円（27.2%）、支払基金交付金2億604万6,000円（25.8%）、繰入金1億3,820万1,000円（17.3%）である。

歳出の主な内容は、総務費1,904万5,000円（2.4%）、保険給付費7億4,888万3,000円（93.6%）、地域支援事業費3,188万6,000円（4.0%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

(2) 介護サービス事業勘定は、予算総額が370万円で、歳入はサービス収入78万8,000円(予算総額の21.3%)、一般会計繰入金291万2,000円(78.7%)であり、歳出は、総務費369万円(99.7%)、サービス事業費1万円(0.3%)となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第5、議案第5号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第5号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,220万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、診療収入2,762万5,000円（予算総額の44.4%）、一般会計繰入金3,126万4,000円（50.3%）、諸収入331万円（5.3%）である。

（2）歳出は、診療所費6,073万9,000円（97.7%）、公債費146万1,000円（2.3%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第6号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第6号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ490万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、共済掛金収入78万円（予算総額の15.9%）、財産運用収入7,000円（0.2%）、基金繰入金410万3,000円（83.7%）、一般会計繰入金9,000円（0.2%）である。

（2）歳出は、共済事業費490万円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に寄与するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第7号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第7号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ360万3,000円と定めている。

（1）歳入は、財産運用収入3,000円（予算総額の0.1%）、基金繰入金201万8,000円
（56.0%）、貸付金収入158万2,000円（43.9%）である。

（2）歳出は、財産管理費360万3,000円（100%）となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で修学困難
な人に対して奨学資金を貸付けするために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり
可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第8号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第8号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ275万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、土地貸付収入146万円（予算総額の53.1%）、財政調整基金繰

入金111万2,000円（40.4％）となっている。

（2）歳出は、財産管理費275万円（100％）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第9号 令和6年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第9号 令和6年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,058戸、年間総給水量47万8,473 m^3 、1日平均給水量1,311 m^3 の業務を行うに必要な予算措置をしている。

（1）収益的収入は、2億5,959万3,000円で、その主な内容は、営業収益1億3,479万8,000円、営業外収益1億2,478万5,000円などである。

（2）収益的支出は、2億5,437万8,000円で、その主な内容は、営業費用2億2,281万6,000円、営業外費用3,136万2,000円などである。

（3）資本的収入は、7,948万3,000円で、その内容は、企業債4,000万円、出資金2,029万2,000円となっている。

（4）資本的支出は、2億2,599万2,000円で、その内容は、建設改良費7,458万6,000円、企業債償還金1億5,140万6,000円となっている。

（5）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,650万9,000円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額407万8,000円、現年度損益勘定留保資金1億2,054万1,000円、建設改良積立金89万円、減債積立金2,100万円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第10号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第10号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、排水戸数1,115戸、年間総汚水量27万8,000m³、1日平均汚水量762m³の業務を行うに必要な予算措置をしている。

（1）収益的収入は、1億8,350万7,000円で、その主な内容は、営業収益4,918万7,000円、営業外収益1億3,431万8,000円などである。

（2）収益的支出は、1億8,194万2,000円で、その主な内容は、営業費用1億6,509万2,000円、営業外費用1,674万8,000円などである。

（3）資本的収入は、5,236万9,000円で、その内容は、企業債1,124万円、出資金3,773万8,000円、負担金16万4,000円、分担金322万7,000円となっている。

（4）資本的支出は、1億2,356万6,000円で、その内容は、建設改良費392万1,000円、流域下水道事業建設費837万3,000円、企業債償還金1億1,127万2,000円となっている。

（5）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,119万7,000円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額111万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,008万円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第18号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第18号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、安定した介護保険事業の運営維持のため、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の引上げを行うものであり、引上げ額についてもやむを得ないものであります。よって、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

反対意見はありません。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 私は、本介護保険条例改正案については、以下の理由をもちまして反対の意思表示をし、討論をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正案につきましては、介護保険料の基準月額、第5段階でありますけれども、この基準月額を5,300円から6,100円、15.1%の引上げが提案されているわけであります。

次の3点にわたって理由を申し上げて反対討論とさせていただきたいと思います。

第1番目は、保険料について、前回の改定以降、9年間にわたり据え置いてきたわけですが、現在の当町の水準については近隣自治体の中でも低額に抑えられている状況でありました。この点については評価をしたいと思います。

2点目は、今回の引上げ案でも、今、申し上げました状況は変わらない水準にとどまっており、引き上げられた分においても、近隣市町村の中でも最低額であることは確認できますので、この点についても評価をしております。

しかしながら、こういった状況であっても、現在の町民を取り巻く生活環境、経済状況は物価高騰などで依然厳しい状況が続いている。このような町民の生活状況の中で、たとえ僅かであっても負担が増えることについては、これは反対せざるを得ないと申し上げて、反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第28号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 商工費についてお尋ねをしたいと思います。

補正予算書の15ページ、小坂町市日会に対する減額補正20万円になっておりますけれども、今冬は降雪が少なかった。そのため除雪経費が不要だということでの減額とご説明があったわけですが、市日会に対してこの点についてご説明がなされて、そちらでも理解されていることでの計上になっているのか。その辺1つだけお尋ねします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） もちろん、市日会から了承を得ての補正の提出でございます。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第29号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第30号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第31号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第16、議案第32号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号及び議案第34号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第33号、日程第18、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第33号及び議案第34号の人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員であります戸来容子さん、熊谷秋男さんは、令和6年6月30日で任期が満了いたしますが、戸来容子さん（住所、小坂町小坂字金窪46番地、生年月日、昭和28年4月19日）、熊谷秋男さん（住所、小坂町小坂字曲戸52番地、生年月日、昭和32年10月7日）には、引き続き当町の人権擁護委員として活動していただきたいと考えております。

戸来さん、熊谷さんは、令和3年7月から人権擁護委員の任にあり、現在、1期目でございます。意欲的に活動してくださっておりますし、地域活動にも積極的に参加され、地域住民からの信頼も厚く、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げて、事前説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより日程第17、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第33号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票によりこれを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第33号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のとおり賛成多数であります。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第18、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第34号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票によりこれを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第34号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のとおり賛成多数であります。よって、本件は同意することに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第35号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第35号 小坂町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第35号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第36号 小坂町議会議員倫理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第36号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第36号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についての報告を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

年金制度における脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職金の不公平感が生じているほか、無年金である外国人の増加は地方財政上も問題があるため、年金制度の調査・改善を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

日本の公的年金制度は、国民皆年金という特徴を持ち、世代と世代の支え合いという考え方を基本に運営されています。脱退一時金は、外国人に例外的に設けられている制度であり、日本人と外国人の被用者間で不公平が生じている、または、外国人の無年金者が増加するとは必ずしも言い切れない部分があります。

よって、当委員会は全会一致で不採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により、陳情の原案について採決いたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（目時重雄君） 起立なしであります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についての報告を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

最低賃金の全国一律制度改正と、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

労働者が健康で文化的な生活を営むための最低賃金の地域間格差の解消と賃金引上げのためには、政府として中小企業への支援を最大限拡充する必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、意見書案第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第2号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、陳情第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情についての報告を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働

条件の確保と地域経済の振興を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、発注者が適切と考える賃金・報酬が事業に従事する全ての労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行い、公契約条例を制定する決議をして、行政側に実施を求めているというものであります。

2、陳情採択の理由。

労働者が健康で文化的な生活を営むための適正な賃金・労働条件を確保し、地域経済を活性化するためには、公契約条例の制定が必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎決議案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、決議案第1号 公契約条例の制定を求める決議提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本決議案は、さきの陳情第3号の採択によって決議しようとするものであります。

よって、決議案に関しては、決議書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより決議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

決議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第26、報告第1号 類似町村の地域の活性化に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、総務福祉常任副委員長の報告を求めます。

副委員長。

〔総務福祉常任副委員長 秋元英俊君登壇〕

○総務福祉常任副委員長（秋元英俊君） 総務福祉常任委員会事務調査報告。

1、調査事項。

（1）地域の活性化について。

2、調査場所。

(1) 高知県四万十町。

(2) 高知県梶原町。

3、調査の目的とするところ。

類似町村の地域の活性化に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

4、調査期間。

令和5年11月14日火曜日から11月16日木曜日まで。

議案書の31ページをお開き願います。

所感。

移住・定住事業では、お試し滞在施設の整備により、移住希望者に町の魅力を体験していただき、移住時の不安解消を図られているほか、移住定住住宅のうち、中間管理住宅では、空き家を町が借り上げ、改修し賃貸することで空き家対策にもなり、所有者からも喜ばれている。改修費用も各補助金を活用し、移住者の負担もないなど、移住定住に多大な成果を上げている。具体的かつきめ細かな施策を繰り広げていることに感銘を受けた。

また、第1次産業を前面に押し出し、外国の方を受け入れ事業展開していることや、スポーツ指導等の地域おこし協力隊などを多方面で受入れしていることが、各種事業展開・事業継続のバックアップとなり、移住定住につながっているものと思う。

地域おこし協力隊員の定住については、安定した収入と住宅の確保が必要であり、任期終了後の仕事のあっせん等フォローが必須となる。四万十町での任期中のサポート体制や協力隊員との意思疎通がしっかりできていることなども定住につながっている要因であり、任期終了後の進路等も大変参考となった。

続きまして、梶原町の所感を申し上げます。

34ページをお開きください。

所感。

自分たちでできることは自分たちで行うことを基本とした住民自治組織の取組は、その地域の特性を生かした活動で、地域が活性化するすばらしい取組であり、大変参考となった。当町も高齢化が進み、地域ごとに課題があると思うので、その地域の特性を生かす取組や、安心・安全なサポート体制の構築、健康づくり等自立に向けた地域づくりが必要と感じた。

また、移住定住施策では、空き家を地域資源と捉え、移住定住住宅整備に活用しているほか、空き家改修には、国・県補助金をよりよく活用し進めていることから、当町でも大いに

期待できる事業であると考えてる。

移住者の相談等は、移住定住コーディネーターをうまく活用し、地域になじめるかを判断し、ミスマッチを防ぐ取組を行っていることも大変参考になった。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

◎報告第2号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第27、報告第2号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 産業教育常任委員会事務調査報告。

1、調査事項。

（1）観光振興について。

（2）カーボンニュートラルについて。

2、調査場所。

（1）岡山県津山市（津山市役所、津山まなびの鉄道館）

（2）岡山県岡山市（有限会社国定農産）

3、調査の目的とするところ。

類似町村の産業・観光振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間。

令和5年11月13日月曜日から11月15日水曜日までです。

それでは、38ページ、（４）の岡山県津山市、津山市役所と津山まなびの鉄道館での所感を申し上げます。

まちづくりの観点において、行政依存型から民間主導へ、税金ではなく民間資金へ、奉仕ではなく投資へという考え方であった。上（都会）を見ず、足下（津山）を見る、都会を追わず津山独自のまちづくり、これまでの常識にとらわれない発想、これらをコンセプトに住民一人一人がパブリックマインド（公共的意識）を持ち、中長期的に訪れるであろう困難な時代に耐えられる持続可能な地域社会を形成するための指針として博物館構想が位置づけられている。

当町としても、観光産業の理解もそうだが、町政全般にわたって住民一人一人がパブリックコメントの発信しやすいまちになることや、住民自らが活躍しやすいまちになることなど、住民が主役になるまちづくりをコンセプトに行政運営が図られることが必要と感じてまいりました。

次に、41ページの所感を申し上げます。

岡山県岡山市、有限会社国定農産での所感でございます。

2050年のカーボンニュートラルに向け、もみ殻製造プロジェクトは、前倒しで国の補助事業メニューに搭載されており、Ｊークレジットの観点からも、電力会社、地銀、商社など、プロバイダーによる水面下での陣取り合戦が行われていることが理解できました。

今般の視察研修で最も感じたことは、新たな農業開発に向け精力的に取り組む姿勢が国内外に大きな反響を与えたことは特筆すべきことであり、当町にとってカーボンニュートラルを履行するためにも、同等のプラントを創出させ、できるだけ早期に国の補助事業にのった新たな法人の設置を行うべきことと感じた。また、常に新たな農業の挑戦を考え進もうとする貪欲な姿勢は当町にとっても見習うべき点が多いと感じてまいりました。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第２号は終了いたしました。

◎報告第3号の委員長報告、質疑

○議長（日時重雄君） 日程第28、報告第3号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） 議会運営委員会事務調査報告。

1、調査事項。

（1）議会運営の活性化について。

2、調査場所。

北海道木古内町。

3、調査の目的とするところ。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

4、調査期間。

令和5年10月30日月曜日から10月31日火曜日までであります。

所感といたしまして、45ページでございます。

議会改革について、各種施策を積極的に導入し、町民と議会が問題点を共有することで、議会の理解と透明性の高いよりよいまちづくりを推進していると感じてきました。

議会モニター制度に関しては、モニターが議会を傍聴することで町政を理解し、議会活動を町民目線で見えて、内部では気づきにくいことを評価いただき、その内容をまた議会に反映させるというよい制度だと思いました。

議会運営に関する意見や提言について、第三者からの意見を聴取することは大変大事なことと考え、その意見を町民にも知っていただく手段としては有効と考えるが、実際の導入については議員間で協議し、慎重に進めていくべきだと思います。

議会インターネット中継やタブレットの導入に関しては、当町も導入検討すべきと考えていることから、経費や実際使用してみてもの利点や改善点等、大変参考になりました。

タブレットについては、ペーパーレスによる経費節減や職員の負担軽減及び資料の整理・確認等、速やかにできるメリットがあることから、早い時期に導入について検討していきたいと思いました。

今回の事務調査は、今後の議会運営に関してとても参考になるよい機会でありました。

町民と協議しながら、議会活動のさらなる活性化に向けてできるところから少しずつ反映していきたいと感じてまいりました。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査の申出書

○議長（目時重雄君） 日程第29、閉会中の継続審査及び継続調査の申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員会、産業教育常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○議長（目時重雄君） 再開します。

◎町長挨拶

○議長（目時重雄君） 町長から発言を求められております。

この際、発言を許可いたします。

町長。

○町長（細越 満君） 去る2月20日に開会いたしました本議会におきまして、議員各位には本会議並びに特別委員会を通じ、活発な議論と慎重審議をいただき、本日、令和6年度当初予算をはじめ提出いたしました全議案について、提案どおり可決いただき厚くお礼申し上げます。

さて、来月には、任期満了に伴う町議会議員一般選挙が執行される予定でありますので、議員の皆様におかれましては、本日閉会を迎えております今議会が任期最後の定例議会となります。

今任期中におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応、十和田湖和井内エリア整備事業、小坂鉄道レールパークの管理運営、小坂ワインを核としたグリーンツーリズムの推進など、様々な課題がありましたが、議員の皆様のご指導、ご協力により町政運営も滞りなく進められましたことに対し、ありがたく思っております。

今任期をもちましてご勇退されると伺っております議員におかれましては、今後、議席を離れましても、任期中と変わることなく町政に対しまして従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き、ご出馬を予定されている皆様方におかれましては、ご健闘いただき、めでたく当選になり、再びこの議場でお目にかかれそうですよう、心からお待ち申し上げます。

町長と議員は、議会という場を通じて様々な議論を重ねます。もちろん、意見が異なることがあります。小坂町を元気にしたい、町民の暮らしを少しでもよくしたいという気持ちは一緒だと思っております。

今後も、町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） 我々議員の任期は3月31日までであります、定例会は本日が最後であります。議員各位の4年間のご労苦に、心から敬意を表するとともに、議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

来たる3月20日に告示される小坂町議会議員の選挙戦では、これからの小坂町のあるべき姿、小坂町に住む人たちの幸せを求め、堂々と論じ合い、再びこの議場で相まみえることを念じます。どうか、皆様で頑張って再会されるようお願い申し上げます。

終わります。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） それでは、これをもって、令和6年第1回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時00分